

- ・この中では、我々がこれまで県民意見を踏まえて審議してきた結果について、「主な県民意見」およびそれに対する審議結果と委員会の意見について、主に、私の方から口頭で説明させていただいた。
- ・本日は、これらを踏まえて、報告書案の取りまとめについて審議を行いたいと考えている。
- ・前回委員会では、報告書作成の担当委員を堀池委員、榎田委員にお願いし、両委員を中心に前回委員会以降、報告書案について、他の委員のコメントを集約しながらまとめていただいた。
- ・本日は、柴田委員、榎田委員は所用により欠席されているが、資料の内容の説明については、我々の間で行いたいと考えている。
- ・また、「ふげん」について、今月9月にもトラブルが発生しており、「トリチウム除去装置建屋」で火災警報が鳴り、実際に装置内にあるフィルタが消失したということである。
- ・この内容については、後ほど簡単に紹介していただきたいと考えている。その上で、委員会としてコメントがあれば発言したい。

(新型転換炉ふげん発電所トリチウム除去装置建屋における火災警報の発報に関連して、サイクル機構より原因調査状況の説明)

(中込委員)

- ・原因は違うが、7月にも同じようなことについてお伺いした。報道の扱い方が随分違うが、何か違うことをしたのか。

(飯島課長)

- ・前回は、現場で大きな音がしたことを消防署に対して「爆発音のような大きな音がした。」と連絡した。「爆発」という形容詞は、聞く人によって取り方が変わってしまい、ダイナマイトのような大きな「爆発」をイメージした報道がなされたことが、原因のひとつであると考えられる。
- ・「爆発音のような大きな音がした。」と消防署に報告した内容がその他の関係者に伝わらず、初期の段階で外部関係機関への連絡と違いが生じてしまった。
- ・今回は、「爆発音」という言葉がなかったこと、現場での情報の共有化がなされことで初期段階での行き違いがなかったことが挙げられる。前回の反省事項が生かされた対応ができた結果であると思われる。

(児嶋座長)

- ・原因究明については、これからであるということだが、速やかな原因究明をお願いしたい。運転操作などのソフト面、機器設備などのハード面の両面から再発防止策を実施していただきたい。
- ・さらに、他設備への水平展開を行い、信頼回復に向けた安全管理の徹底をお願いしたい。

議題1 報告書案の取りまとめについて

(児嶋座長および各委員より報告書案の内容について説明。当日の主な追加、変更箇所としては以下の通り)

< P 2 6 (下から 6 行目) >

(修正前)

伝熱管漏えい後の対応措置(補修方法等)について、あらかじめ十分に検討しておくことが必要である。この対応措置に従い補修が確実に行われることにより、住民の理解が得られることができ、プラントを早期に再開できるものとする。

(修正後)

伝熱管漏えい後の対応措置(補修方法等)について、できるだけ長期間のプラント停止を避けるため、あらかじめ十分に検討しておくことが必要である。この対応措置に従い補修が迅速に行われることにより、住民の理解が得られることができるものとする。

< 3 まとめ(P 3 7 ~ P 3 8) >

(追記項目)

9) 第三者委員会の必要性について

- ・予期しない異常や事故時には、その内容について公開の場で科学技術的な面から審議し、速やかにその審議結果を報告する第三者委員会を設置する必要がある。

< 1) より移動 >

- ・改善計画について、第三者委員会が常に確認していくことが必要である。

< 下線部は修正、追加箇所 >

(その他、県民意見公募開始までに、以下の項目について追加、修正を行っている。)

< はじめに (1 文目) >

(修正前)

平成 13 年 7 月に福井県が独自に設置した「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」(以下、「委員会」という。)は、高速増殖原型炉もんじゅ(以下、「もんじゅ」という。)全体の安全性について、委員会での審議に反映させるため、同年 8 月の第 1 回委員会開催以降、県民から「もんじゅ」の安全性に対する疑問点や心配な点についての意見募集を行うとともに、「県民の意見を聴く会」を開催した。

(修正後)

高速増殖原型炉もんじゅ(以下、「もんじゅ」という。)の安全性について、福井県は独自に調査検討するため、「もんじゅ安全性調査検討専門委員会」(以下、「委員会」という。)を平成 13 年 7 月に設置した。

委員会では、県民の意見を審議に反映させるため、同年8月の第1回委員会で、「もんじゅ」の安全性に対する疑問点や心配な点について意見募集することとした。翌9月の第2回委員会では「県民の意見を聴く会」を開催した。

< P 1 2 (破損温度計) >

(追記)

1) 破損温度計

科学技術庁もんじゅナトリウム漏えい事故調査検討タスクフォースは、温度計の設計について、メーカーの設計ミスをサイクル機構(当時:動燃)がチェックできなかったことを確認し、公表している。

「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故の原因となった2次系の温度計は、「常陽」の2次系の温度計と同じ太さの熱電対を採用しており、配管内にさや管をさし込むタイプであることも同様であった。しかし、温度計さや管については、「常陽」がテーパ状(なだらかな傾斜)で、厚さが一定でないのに対し、「もんじゅ」はプラント緊急停止時などのナトリウム温度変化による熱応力を低減するよう、さや管厚さを一定とした。このため、「もんじゅ」の温度計は段付き構造となった。また、段付き部の隅の丸みも小さく、振動した場合に応力が集中しやすい構造になっていた。

< 下線部は修正、追加箇所 >

議題2 今後の委員会の進め方について

(児嶋座長)

- ・ 先ほどの修正を行い、今後、パブリックコメントにかけたいと考えている。パブリックコメントについては、来週中に開始したい。
- ・ 報告書(案)についての意見を約1ヶ月募集して、次の第19回は11月の下旬ぐらいになるかと思うが、報告書(案)に対する県民意見の反映について審議を行い、反映した結果を受け、報告書の決定を行いたいと考えている。そういう形で審議を進めていきたいと考えている。
- ・ また、本日の説明資料を元に、県議会、市議会への説明を行いたいと考えている。
- ・ 報告書の確定後は、知事への報告、県民説明会の開催を行いたい。県民説明会については、嶺北、嶺南の2ヶ所で考えている。時期的には、まだ具体的には想定できないが知事への報告の後になると思う。

(事務局)

- ・ 会議開催前に、児嶋座長の方から「用語解説をつけてはどうか」という提案があったが、事務局の方から少し説明させていただく。報告書(案)の中ででてくる「高温ラプチャ」、「カバーガス」、「床ライナ」など専門用語について、用語解説を今後つけるということで、委員の先生方とも相談しながら作成していきたい。
- ・ その他、委員会名簿について、各委員の所属や専門分野などを追記するような形

にするということで、それについては、事務局の方で対応したい。

- ・パブリックコメントの開始時期については、用語解説（や募集要項の）作成、また、本日の修正部分の報告書（案）への反映も含めて1週間程度でできるものと考えているため、開始時期は来週後半あたりになると思う。
- ・意見の受付については、電子メール、FAX、郵送になどの手段を考えている。
- ・県議会への説明時期についてだが、県議会開会中の今週9月19日（金）の代表質問終了後（夕方）になるかと思う。したがって、次回委員会は、（早くて）11月上旬ぐらいになるかと思う。

（敦賀市）

- ・敦賀市議会への説明時期については、9月24日（水）で調整しており、この日をお願いしたいと考えている。

（児嶋座長）

- ・報告書（案）の中に、微修正を加えた上で、さらに用語解説を加えて、委員名簿についても所属等を追記して、9月22日の週で、パブリックコメントを開始するという進めていきたい。それから1ヶ月間、募集を行うこととしたい。（用語解説については、後日、報告書（案）とは別に、参考資料としてホームページに掲載することとした）
- ・したがって、次回委員会は、（はやくて）11月上旬ぐらいになるかと思う。

<会場からの意見>

（奈良議員）

- ・先生方には、2年間に渡り、熱心にご議論いただき、心から敬意を表したい。
- ・特に、委員会は毎回公開で進められるとともに、幅広い議論を積み重ねてきた。
- ・座長から話があったように、今週末には県議会への説明に来られるという予定であり、また、正式な報告書が取りまとめられた段階で、（議会でも）さらに議論を深めていきたい。
- ・これから報告書を取りまとめるにあたり、お願いしたいことがある。
- ・私も、この委員会を「県独自に設置する」ことを県議会本会議で提案した一人である。その時の思いというのは、国やサイクル機構が取り組んでいる実質的な取り組みについて、県民の立場で、真摯に再評価をするということを静かな環境でお願いしたいと考えていた。
- ・しかしながら、大変残念なことには、今年1月末に、中身の評価については敢えて申し上げないが、衝撃的な高裁判決があり、それからずいぶん大きな、私からすると大きな注目の中で、我々の思いとは違う役割まで引き受けさせられたような、私としては、申し訳ないなという思いも含めながら話をしている。
- ・本来、高裁判決については、国やサイクル機構が十二分に県民に説明をするのが、

筋であったはずであると思っている。

- ・ 実際に国が、県民に対して大きな説明会が始まったのが7月以降、今月に至るまで2ヶ月間は大変熱心に行っていたと考えているが、判決後に一番、県民が注視する中で、何か福井県が裁判の被告であって、この専門委員会が実質的な反論を報道されたことについては、大変残念に思っている。これは報道が悪いのか、国やサイクル機構の取組みが遅かったのか、いろんな見方はあるかと思うが、私は、そういう受け止め方をした。
- ・ そこで、是非、取りまとめにあたってお願いしたいのは、やはり原子力発電所の安全確保、特に高速増殖炉のような研究開発段階の原子力発電所の安全確保は一元的に国が責任を負っている。
- ・ 我々は、国やサイクル機構が取り組んできた内容を先生方に再評価いただくということで、科学的にやってくられたという理解をしている。
- ・ そういう意味で、福井県やこの委員会が、国やサイクル機構の責任の一端を負うというものでは全くないと考えているので、国やサイクル機構と委員会や福井県との責任の違い、立場の違いというものについては、この報告書の冒頭に明確に示していただく必要があると考えている。
- ・ もちろん、国やサイクル機構も、間違っても県民に対する説明の中で「県の委員会でお墨付きをいただいた」というようなことを使っていたら困る。
- ・ 我々、議会の中で、委員会ではこう判断いただいたということは十二分に参考にさせていただく。
- ・ 国やサイクル機構は、各々が独自に考えていただいて、十二分な説明をするのが筋である。他人のふんどしで相撲をとることの決してないように、このことは強く申し上げておきたい。
- ・ 特に私、生みの親の一人だという思いを持っており、そのことについては強くお願い申し上げたい。
- ・ 改めて、先生方のこれまでの議論に対して敬意を表するとともに、私どもも、その内容について十二分に議論して、国とは違う県の立場で、それぞれの立場を明確にしながら、それぞれの方向性を見いだしていきたいと考えている。

(佐藤議員)

- ・ まず、P37にある「燃料や燃料被覆管の健全性を保つため、製造時の品質管理を万全に行うとともに、万一、破損が生じたときに、できるだけ短時間で破損燃料を同定できるよう、タギングガスの分析法の研究開発を進めること」とあるが、現時点では12時間程度かかると言われているが、フェニックスでは1時間以内とかになっているが、短時間というのはどれぐらいのことを指しているのか。
- ・ 次にP38であるが、先ほど追加事項で挙げられた第三者委員会の必要性の話で、「改善計画について、第三者委員会が常に確認していくこと」とあるが、この委員会の設置はどこを想定しているのか。国が説明するのか、あるいはこの委

員会のように県が設置して、県民の立場でやっていくと考えているのか。

- ・ 3点目は、今後のスケジュールの話だが、パブリックコメントの募集が行われて、第19回の委員会が11月の中旬にでも開催され、そこで報告書が決定されることだが、パブリックコメントが何通来るか分からないが、その来た数と内容によっては、19回で終わらずに20回とか、さらに委員会を開催するなど柔軟に対応していくのか。
- ・ もう1つ、安全性の議論で、かなり2年間に渡って熱心に議論していただいたことに対しては、私自身も感謝申し上げたいが、今、県とかいろいろな行政を見ると、安全性と同様に経済性の問題などが非常に問われている。
- ・ 高速増殖炉にはすでに必要以上の国税が投入されているが、さらに税金が投入されていくということになる。
- ・ 児嶋座長は「この委員会は安全性を議論する委員会である」と言っているが、しかし、政策を決定する上では経済性を考えなくてはいけない。
- ・ このあたりの矛盾というか、どのように考えているのか。
- ・ 最後になるが、奈良議員もおっしゃったが、高裁判決について、私、非常に残念だと思うのは、児嶋座長が判決直後にそれを厳しく批判するようなコメントをいرونなところで出された。
- ・ 私は、議会でも批判させていただき、「こういうことを委員長がやると、報告書で仮に改造工事が妥当であるとか結論を出した時に、最初から結論ありきに見られてしまうのではないか」と言わせてもらった。
- ・ こういう点について、児嶋座長の考えをお聞かせ願いたい。

(児嶋座長)

- ・ 最初のタギングの話だが、報告書案の「...できるだけ短時間で破損燃料を同定できるよう...」何時間でできるようになるかという質問があった。

(若林委員)

- ・ 破損した燃料を同定するために、現状では確か数時間から6時間程度かかったと記憶している。この検出時間ももっと短くなるということで、研究開発をしてほしいという意味で記載している。

(サイクル機構)

- ・ 破損したかどうかについてはすぐに分かる。しかし、どの燃料が破損したかということが分かるのが、サンプリングに6時間、測定に6時間かかるため12時間かかるということになる。
- ・ 我々は、これらを(破損している燃料を同定する時間)できるだけ短くするように研究開発しているところである。

(児嶋座長)

- ・ できるだけ短時間というのは、どの燃料が破損しているのかをはっきり同定する

のに時間がかかるため、できるだけその時間を短くしてほしいというのが委員会としての要望である。

- ・ このため、「何時間か」ということについては、我々も想定していないが、できるだけ短くという認識であるということによって理解いただきたい。
- ・ 第3者委員会の件については、これは我々の要望であり何とも言えないが、やはり県として対応していただく方が良いのではないかと考えている。
- ・ 異常が起きた場合に、県民の方は心配になるわけである。これに対して国が対応ということになると時間がかかってしまうわけであり、やはり県ということで、場合によっては県内に住む科学者（学識経験者）の集団が公開の場で、その異常に対してどう考えるかということについて審議するという方法が、一番、県民に心配、不安を与えないのではないかと考えている。
- ・ パブリックコメントについては、1ヶ月間の期間にどのような意見が出てくるかわからないが、どんなコメントが出てきたかということについては公開する予定である。また、それに対して委員会としてどのように考えるかということについて申し上げたいと考えている。
- ・ （これまでの審議になかった）まったく新しい意見であれば、それなりに考えていかなければならないと考えている。これまでに出てきたものと同じであれば、同じように対応したいと考えているが柔軟に対応したい。
- ・ 安全性と経済性については、これは我々のタスクとは違うものと考えており、何ともお答えできないが、非常に長期的な視点で、これからのエネルギー政策を進めるという意味で、極めて大きな事業であると思う。この経済性については考えていかなければならないが、21世紀の後半、あるいはそれ以降のエネルギー問題のことを考えると、あまり短期的な視点で考えるべきでないという個人的には思っている。
- ・ 裁判の話で、私に対する質問であるが、判決文をよく読ませていただいたが、その結果、極めて論理性のない部分が展開されているということを感じた。したがって、その事を申し上げるということは、私自身としては構わないと考えている。
- ・ つまり、いいかげんな曖昧な形で表現することは、私自身、自然科学者の一人として、曖昧なことを申し上げることは科学者としてはすべきではないと思っている。判決文を批判したことについては、その通りで良かったと考えている。
- ・ 「はじめから結論ありきではないか」ということだが、これは、その後、しっかりと議論したわけであり、結論ありきでは決してないと考えている。結論があるからそれに収束していったのではないかという誤解はしていただきたくないと思う。それ以降の審議も極めて慎重に行ったつもりである。

（会場より：敦賀市 吉村氏）

- ・ 今後の委員会の進め方（資料2）の裏面の最後のところに書いてあるが、今後パブリックコメントの募集を1ヶ月間行い、その後、第19回委員会で県民意見を反映する、そして報告書を決定して、県民に説明するとの事だが、そうすると、

県民説明会というのは、「こういう検討をした」という説明になってしまうわけである。

- ・ 民主主義の原則から言って、この県民説明会は、報告書の決定の前にやるべきであると考えている。
- ・ 県民の意見を先に聞いて、どちらが先か後かというのではなく、県民の意見を聞いて、それらを全部まとめた段階で決定をする、これが民主的なやり方ではないかなと思う。
- ・ これは委員会が判断されることだが、このことを強く要望しておく。

(児嶋座長)

- ・ ただいまの意見であるが、我々は、パブリックコメントを求めることが民主的なステップであると考えている。したがって、パブリックコメントでいろんな意見が出てくると思うが、その意見に対して、この委員会としてきちっと審議をすることが民主的な方法であると考えている。
- ・ 委員会の報告書を決定するのは、我々の自主性の問題であると考えている。
- ・ 私としては、民主的なステップを踏んでいると考えるが各委員はどうか。

(中込委員)

- ・ 私も、やはり報告書案がそのまま報告書の決定ではなく、パブリックコメントを求めて、意見を賜うことは必要だと考えている。これで、手順としては、十分に審議できると考えている。

(児嶋座長)

- ・ 委員会としては、このような姿勢でいきたいと思う。決して吉村氏の指摘のような「民主的でない」とは決して考えていない。その点は理解いただきたいと思う。

(会場より：敦賀市 山本氏)

- ・ これまで、何回か質問させていただいた。先ほどから県民の意見を聞かれる、パブリックコメントを行われるということを知って安心したが、県民だけではなく、広く国民というか、意見募集はメールでもできるので、県民だけではなく、こういう問題を大阪の方も関心を持っており、県民だけではなく、国民全体の意見を募集していただきたい。
- ・ 県の検討委員会が公開されているというのは立派だと思う。また、ホームページでも公開されているということで、国民に公開されているということであり、広く意見を聞いていただくということをお願いしたい。
- ・ 民主的ということをおっしゃられたので、それに加えて、お願いだが、今日も含めた 18 回の委員会で、議事録を見るなり参加させていただいた中で、かなり批判的な方という耐震の時の石橋先生だけではなかったかなと思う。
- ・ もんじゅ裁判に関して、いろんな学識経験者の方がコメントを出されており、そ

これは、裁判の中に書かれており児嶋先生もよく読まれたということだが、そういう批判的な方の意見を、委員会できちんと聞いていただくということをお願いしたかと思うが、それについては、あまりやられなかったのではないかと考えている。

- ・ パブリックコメントの中で、当然、そういう学者の方からも意見を述べられると思うので、それは真摯に意見として受け止めていただいて、なおかつ、その後、審議を引き続きやっていただきたい。
- ・ もんじゅ裁判についての意見だが、児嶋先生は、かなり批判的なことを言われているが、裁判では「もんじゅ」の安全性が確保されていることを争われたわけではない。
- ・ 要するに、県民が安心・安全を感じ得るためには、やはり安全審査がきちんと行われたかどうかということが、裁判で問われたわけである。
- ・ その安全審査がきちんとやられたかどうかという点では、裁判所の言うのは「そういう形跡がない」という判断をしたわけである。
- ・ 安全か否かを裁判で問うたわけではない。もんじゅ裁判がああいう形になったのは、安全審査がきちんと行われていないために、県民、国民に対して安全、安心を与える根拠として安全審査の内容が不十分であったということが問われているわけであり、これは、この委員会では安全だということが、結論として出されるかもしれないが、そういうものではない。
- ・ 裁判所が「安全ではない」と否定しているわけではないので、その点は誤解をいただくと、裁判の中身が非常にややこしくなってしまうので、その辺はご理解いただきたい。
- ・ 裁判についてだが、県民の皆さんは法律国家である日本が、高裁がああいう結論を出したということ非常に重く受け止めている。
- ・ これを委員会としても重く受け止めていただいて、安全審査がどういう風に行われたかということ、これは内閣府に対して情報公開を行えば出てくるわけである。
- ・ これを、この委員会としても取り寄せていただいて、安全審査がどういう経過で行われたかということ、真摯に議論していただきたい。
- ・ 安全審査に、非常に不備があるということが判断されるのであれば、やはり、この委員会として、「安全審査はもう1度やり直すべきだ」ということも言っていただきたい。
- ・ この委員会として結論を出すのは構わない。それは考え方である。安全審査がちゃんと行われたかどうかということについて、県民が非常に不安を持っているわけであり、その点については委員会ですべきであると考えている。

(児嶋座長)

- ・ 県民の意見というか、やはり福井県がこの委員会を設置したわけであり、主として県民の意見であると考えている。しかし、一般国民の皆様からの意見も決して受け付けないわけでない。報告書案のもとになっている県民意見については、県

外の人からの意見も含めて県民の意見として審議している。決して県内だけでクローズしているものではない。その点は誤解のないようお願いしたい。

- ・ 批判的な方の意見を聞いてほしいということだが、これについては、吉村氏からも同様の意見をいただいているが、我々としてもできるだけ、そういう学者の方に来ていただいてお話を聞こうという努力をしてきたつもりである。それは山本氏もよくご存知だと思う。しかし、残念ながら来ていただけなかったというのが現実である。我々は何とか時間的な調整もして来ていただくつもりをしていた。しかし、それが実現できなかったのは残念である。
- ・ 我々委員会は、私は原子力の専門家ではないが、他の委員については原子力の専門家である。我々委員で判断できないようなものは、これはやはりどうしても、そういう専門家から意見を聞くべきだということで、耐震安全性については、その専門家から意見を聞いた。しかし、それ以外の事については、我々としては、科学技術的に委員の間で判断できると考えている。したがって、批判的な意見を聞いてこなかったというわけではなく、委員会で判断できると考えている。
- ・ 委員会としては終わりに近づいているので、批判的な（専門家の）意見を聞くつもりはない。
- ・ 裁判について、我々は、裁判とは切り離して、「もんじゅ」全体の安全性について考えてきた。とりわけ、「もんじゅ」が改造工事をした場合の安全性はどうかということを中心に考えてきた。
- ・ 確かに判決では、改造工事についてはほとんど考慮していないと理解しており、設置許可時の安全審査が焦点となっていると考えている。
- ・ 裁判結果については、技術的に自主的に判断をしたと考えている。裁判とは切り離されているということをご理解いただきたい。
- ・ 安全性の審議については、裁判と関係しているが、我々は、安全審査については一字一句調べたわけではない。委員会の場では一字一句審議するつもりはないがどうか。

（若林委員）

- ・ 安全審査とは独立して、県の立場から改造後の「もんじゅ」について審議した。国の安全審査とは独立している。

（児嶋座長）

- ・ 引き続き、委員会をはっきりいってダラダラと開いていくつもりはない。したがって、パブリックコメントを得て、その意見に対して我々が考慮して、最終報告にもっていきたいと考えている。

（会場より：小浜市 池野氏）

- ・ 先ほど県議の方から「もんじゅ」については、国が一元的に責任を取っていくという話があったがとんでもない。許認可は総理大臣になっているが、設置しているところの住民の安全と財産を守るという自治体の責任があると思う。そういう

意味から、県民を対象とした委員会を設置したことは良かったと思う。

- ・ 座長が裁判をあちことで批判していることは、科学者の良心としてよろしいと思うが、座長という立場もあるので、裁判とか安全審査とは別の立場で設置したとはいえ、一般の人は裁判を批判しているということと検討会の結論がダブっているわけで、座長はもっと慎重な言動をしていただきたかったと思っている。
- ・ 必ずしも県民だけではないということなので、是非パブリックコメントを受けるときに一般国民を対象としているということを明記していただきたい。

(事務局)

- ・ 当初、意見を募集したときも県民に限定していないので、今回も出されたものは全て受け止める。

以上